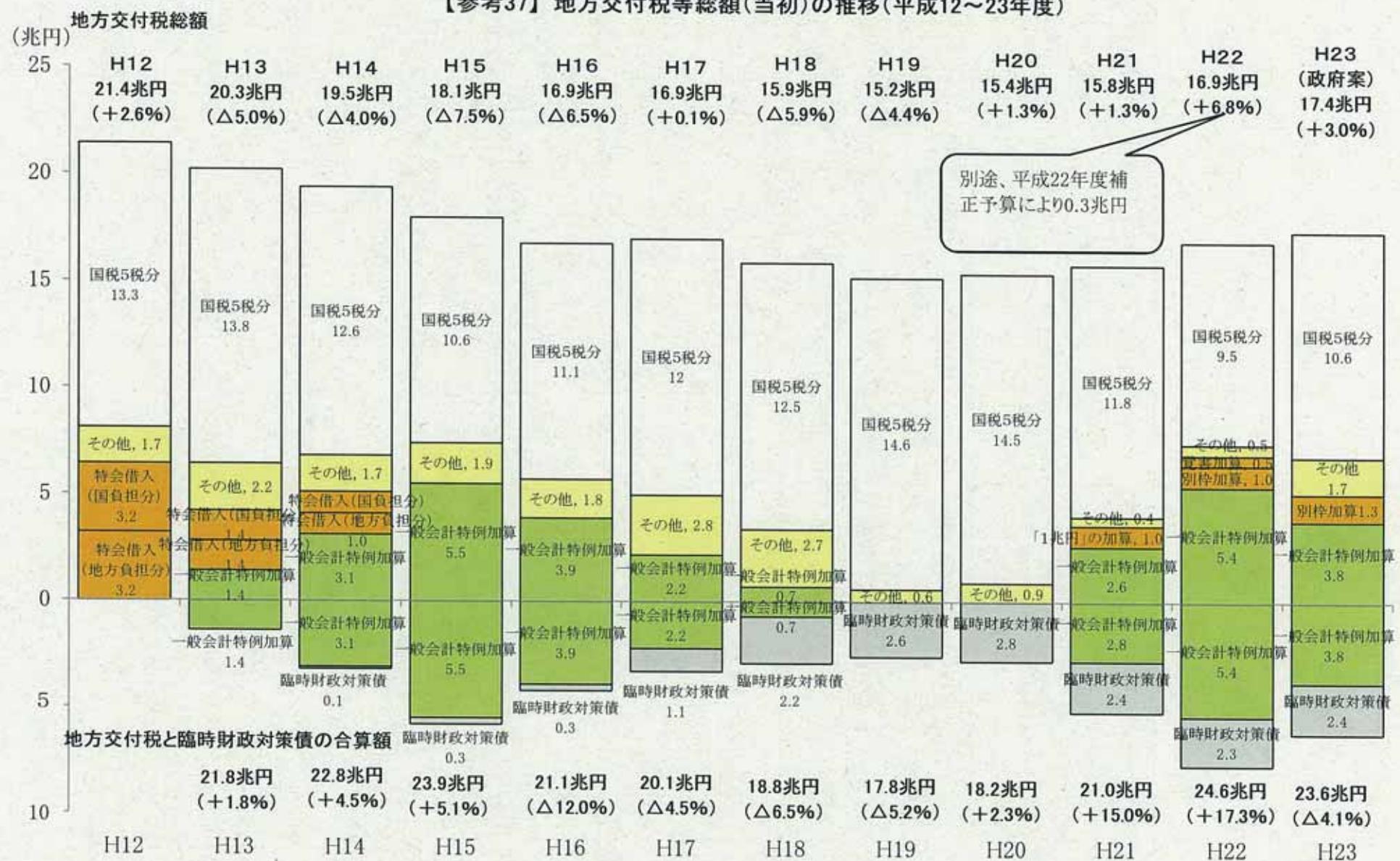


【参考37】地方交付税等総額(当初)の推移(平成12~23年度)



【参考 38】 生活情報体制整備等交付金について

I. 経緯

昭和 60 年度に、それまでの「消費者啓発費補助金¹」を廃止し、全国的、広域的な消費者問題については国の責任で対応することとし、そのためのネットワーク整備のために、①消費生活情報体制の整備、②全国的観点からの情報提供事業、及び③消費者被害の実態調査、を行うための交付金（生活情報体制整備等交付金）が創設された。

II. 交付金の概要

1. 対象経費

交付金の最終年度（平成 16 年度）の対象事業は以下のとおり。

(1) 消費者行政推進事業

① 消費生活情報体制整備事業

PIO-NET 端末の整備・運営費用等を補助

- ア コンピューター端末機借上料及び修繕料（借料、保守料）
- イ 通信運搬費（専用回線費）
- ウ 消耗品費（フロッピーディスク、プリンター用紙、プリンターリボン等）
- エ 賃金²
- オ 雑役務費（フロッピーディスク作成料等）
- カ 旅費（PIO-NET 研修受講のための旅費）
- キ その他（コンピューター端末機等の設置に必要な経費）

② 全国情報提供事業

i) 情報提供資料作成費

- ア 印刷物の印刷製本費又は購入費
- イ 通信運搬費

ii) 「消費者月間」推進事業

- ア 講師謝金に係る報償費 イ 旅費 ウ パネル又は看板作成費 エ 印刷物の印刷製本費又は購入費 オ 会場借上費及び会場設営費 カ 商品

¹ 昭和 56 年度より、都道府県及び政令指定都市が行う苦情相談、消費者啓発事業等の固有事務に対して、苦情処理専門員謝金、消費生活相談員謝金、講習会経費、展示会経費、商品テスト経費等について、主として 2 分の 1 を補助。昭和 60 年度「生活情報体制整備等交付金」の創設に伴い、一般財源化（地方交付税措置）された。また、「消費者啓発費補助金」以前には、消費生活センター設置を奨励するために「消費生活苦情処理体制整備費補助金」（昭和 45 年度創設）等の補助金があった。

² PIO-NET 入力のために「パンチャー」を雇う場合は「賃金」、外部に委託する場合は「雑役務費」。入力 1 件当たりの単価は自治体ごとに積算を行っていたとのことで、平均 200 円前後であったとのこと。

テスト対象商品及び実施用品の購入費 キ その他（「消費者月間」の事業を行うのに必要な経費）

（2）省資源運動推進事業

① 企画運営関係事業

連絡調整旅費、企画運営費を補助

② 省資源推進システム調査事業

同上

2. 補助率等

- 補助率：定額
- 予算額：下表のとおり。

(千円)

60年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
351,034	501,065	450,449	1,198,734	843,645	833,458	791,436

III. 三位一体改革での整理

苦情相談件数の大幅な増加傾向が続いていたことや、PIO-NET 入力までに平均 2 ヶ月以上を要していったこと等を踏まえ、PIO-NET の一層の電子化・効率化が求められていた。

同時に、当時審議中であった「消費者保護基本法改正案」において、新たに、国民生活センターが消費生活に関する情報の収集及び提供等における中核的な機関として積極的な役割を果たすこと等が求められていたところ。

また、三位一体改革において、地方六団体の改革案においても、同交付金は「廃止して地方が実施すべきもの」として整理されている。

このため、同交付金を廃止するとともに、PIO-NET の整備・運用は、国の責務であることから、国民生活センターにシステム経費に特化した予算を計上することとされた。ちなみに、「全国情報提供事業」「省資源運動推進事業」は廃止。

同時に、①相談カード記入方式からパソコンへの直接入力方式への移行、②国民生活センターによる機器等の一括整備を行うこととした。